

外国出願支援事業

特許や商標等を外国に出願する際に必要となる費用の一部を補助することにより、中小企業者等の海外事業展開を支援する事業です。

対象

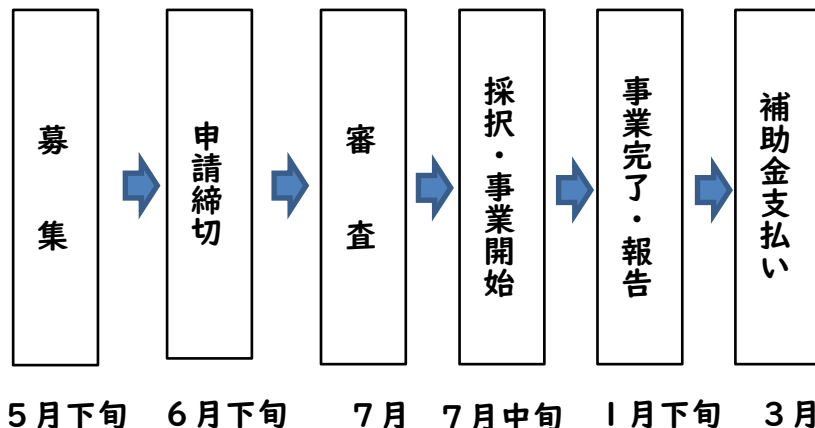
- 県内に本店を置く中小企業者・個人事業主等
- 日本国特許庁へ出願済みの特許や商標等であって、それと同一名義・同一内容で外国特許庁へ出願を行う案件であること

支援内容

- 補助率・補助対象経費の1/2以内
- 補助金額
I 出願の限度額・特許150万円、商標・意匠等60万円、
冒認対策商標30万円
ただし、I企業300万円まで

利用の流れ

※時期は目安です。



支援について

- 申請書類は当財団のホームページからダウンロードの上、必要書類を添付して提出してください。
- 申請に係る相談も承っています。

お問い合わせ

佐賀県産業イノベーションセンター
担当部署 / 知財支援室
TEL : 0952-30-8191 FAX : 0952-30-8193